

規約新旧対照表

新	旧																		
<p>第9章 費用の負担 (標準掛金及び特別掛金)</p>	<p>第9章 費用の負担 (標準掛金及び特別掛金)</p>																		
<p>第59条 この基金は、この基金が支給する退職年金の支給に要する費用に充てるため標準掛金を、標準掛金算定の際に生じた債務等の償却に充てるため特別掛金を、給付の額の計算の基礎となる各月につき、それぞれ徴収する。</p> <p>2 前項の標準掛金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。</p> <p>(1) 加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の38を乗じて得た額</p> <p>(2) 加入員の報酬標準給与に<u>1,000分の5</u>を乗じて得た額</p> <p>3 第1項の特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に<u>1,000分の25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(掛金の負担割合)</p> <p>第60条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ前条に定める掛金を負担する。</p>	<p>第59条 この基金は、この基金が支給する退職年金の支給に要する費用に充てるため標準掛金を、標準掛金算定の際に生じた債務等の償却に充てるため特別掛金を、給付の額の計算の基礎となる各月につき、それぞれ徴収する。</p> <p>2 前項の標準掛金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。</p> <p>(1) 加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の38を乗じて得た額</p> <p>(2) 加入員の報酬標準給与に<u>1,000分の3</u>を乗じて得た額</p> <p>3 第1項の特別掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に<u>1,000分の27</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(掛金の負担割合)</p> <p>第60条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ前条に定める掛金を負担する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加 入 員</th> <th>事 業 主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準掛金</td> <td>38分の19</td> <td>38分の19 及び5分の5</td> </tr> <tr> <td>特別掛金</td> <td>—</td> <td><u>25分の25</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	加 入 員	事 業 主	標準掛金	38分の19	38分の19 及び5分の5	特別掛金	—	<u>25分の25</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加 入 員</th> <th>事 業 主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準掛金</td> <td>38分の19</td> <td>38分の19 及び3分の3</td> </tr> <tr> <td>特別掛金</td> <td>—</td> <td><u>27分の27</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	加 入 員	事 業 主	標準掛金	38分の19	38分の19 及び3分の3	特別掛金	—	<u>27分の27</u>
区 分	加 入 員	事 業 主																	
標準掛金	38分の19	38分の19 及び5分の5																	
特別掛金	—	<u>25分の25</u>																	
区 分	加 入 員	事 業 主																	
標準掛金	38分の19	38分の19 及び3分の3																	
特別掛金	—	<u>27分の27</u>																	

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この規約は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p><u>(掛金に関する経過措置)</u> 第2条 平成20年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。</p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第6章 給付</p> <p style="text-align: center;">第2節 退職年金</p> <p>(年金額)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者(同条第1項の規定により標準報酬が改定された者をいう。)(以下併せて「第1号改定者等」という。)に該当した場合の退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間(以下「対象期間」という。)又は法第78条の14第1項に規定する特定期間(以下「特定期間」という。)のうちこの基金の加入員であった期間(当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求又は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求(以下併せて「改定請求」という。)のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に限る。)について、次の各号に定める額の合計額(法第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合は第3号及び第4号の合計額とする。)を当該対</p>	<p style="text-align: center;">第6章 給付</p> <p style="text-align: center;">第2節 退職年金</p> <p>(年金額)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者に該当した場合の退職年金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間(当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に限る。)について、<u>改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)</u>を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481(別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額(以下「減額相当額」という。)を控除した額とする。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>象となる加入員期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。</p> <p><u>（1）当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額</u></p> <p><u>（2）当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合を乗じた額</u></p> <p><u>（3）当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に2分の1を乗じた額</u></p> <p><u>（4）当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に2分の1を乗じた額</u></p>	
3（略）	3（略）
4（略）	4（略）
5（略）	5（略）

規約新旧対照表

新	旧
<p>(<u>第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更</u>)</p> <p>第51条の2 この基金は、退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が<u>第1号改定者等</u>に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を退職年金の額の計算の基礎とするものとし、<u>改定請求</u>のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。</p> <p>2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る<u>第1号改定者等</u>の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。</p>	<p>(<u>第1号改定者の標準報酬の改定に伴う年金額の変更</u>)</p> <p>第51条の2 この基金は、退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が<u>法第78条の2に定める第1号改定者</u>に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合は、<u>法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求</u>のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に退職年金の額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。）を退職年金の額の計算の基礎とするものとし、<u>標準報酬改定請求</u>のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。</p> <p>2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る<u>第1号改定者</u>の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>第10章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結並びに業務の委託</p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p>	<p>第10章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結並びに業務の委託</p> <p>(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)</p>
<p>第64条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、<u>金融商品取引業者</u>と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の信託契約の給付に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。</p> <p>ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。</p> <p>イ この基金が、連合会に対して、法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当の交付を行うこと</p> <p>ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。</p> <p>エ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から<u>第1号改定者等</u>の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の</p>	<p>第64条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、<u>投資顧問業者</u>と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の信託契約の給付に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。</p> <p>ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。</p> <p>イ この基金が、連合会に対して、法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当の交付を行うこと</p> <p>ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。</p> <p>エ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から<u>第1号改定者</u> (法第78条の2第1項第1号に規定する第1号改定者をい</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p>徴収を行うとき。</p> <p>こと。</p> <p>(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。</p>	<p><u>う。以下同じ。)</u>の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うこと。</p> <p>(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。</p>

規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第64条第1項の規定は、平成19年9月30日から適用する。</u></p> <p><u>(厚生年金の離婚分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、対象期間のうちこの基金の加入員であった期間（以下「減額対象期間」という。）の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第50条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後の対象期間又は特定期間について、改正後の規約第50条第2項の規定により計算される減額相当額</u></p> <p><u>(2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日前の対象期間について、改正後の規約第50条第2項の規定中「5.481（別表第2の3の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「7.125（東日本硝子業厚生年金基金規約の一部を変更する規約（平成19年4月1日施行。平成19年10月31日認可。厚生労働省発年第1031104号</u></p>	

規約新旧対照表

新	旧
<p><u>) 附則別表の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。</u></p> <p><u>) 」と読み替えて同条同項の規定により計算される減額相当額</u></p> <p><u>2 法第26条第1項に該当する者の前項における減額相当額の計算の基礎となる報酬標準給与の月額については、法第26条の規定の例による。</u></p>	